

見 積 依 頼

建設局土木管理部南部土木みどり事務所

(担当 唐津、加賀見 電話 691-3158)

件 名	(単価契約) レギュラーガソリン及び軽油の購入
予定数量	レギュラーガソリン 325リットル/月 (直近3箇月実績値より算出) 軽油 297リットル/月 (直近3箇月実績値より算出)
契約期間	令和8年10月1日から令和8年12月31日まで
契約条件	(1) 価格変動条項 ガソリン(レギュラー) 1 落札決定後に契約単価は変更しないが、発注者又は受注者の求めがあった場合は双方協議のうえ、経済産業省資源エネルギー庁が公開している「給油所小売価格調査(ガソリン、軽油、灯油)のレギュラー現金価格における京都の価格」(以下「公表価格」という。)の増減額(契約日又は契約日以前の直近公表価格と納品日又は納品日以前の直近公表価格の差額をいう。以下「増減額」という。)を契約単価に加減する。ただし、増減額の算定に際し、特段の事情がある場合は、本市と受注者の協議により定めることができる。 2 1に基づく契約単価に加減する場合は、請求書には「契約単価に納品量を乗じた金額」と「納品時点の増減額に納品時点の納品量を乗じた金額の全ての合計額」をそれぞれ個別に記載することとし、詳細は担当者と協議すること。(別紙1参照) (2) 価格変動条項 軽油 1 落札決定後に契約単価は変更しないが、発注者又は受注者の求めがあった場合は双方協議のうえ、経済産業省資源エネルギー庁が公開している「給油所小売価格調査(ガソリン、軽油、灯油)の軽油現金価格における京都の価格」(以下「公表価格」という。)の増減額(契約日又は契約日以前の直近公表価格と納品日又は納品日以前の直近公表価格の差額をいう。以下「増減額」という。)を契約単価に加減する。ただし、増減額の算定に際し、特段の事情がある場合は、本市と受注者の協議により定めることができる。 2 1に基づく契約単価に加減する場合は、請求書には「契約単価に納品量を乗じた金額」と「納品時点の増減額に納品時点の納品量を乗じた金額の全ての合計額」をそれぞれ個別に記載することとし、詳細は担当者と協議すること。 (3) 給油量の管理 ガソリンカード(9台分、9枚)により管理すること。

契約条件	(4) 給油対象車両 別紙2のとおり。 なお、受託者は対象車両分のガソリンカードを発行することとし、車両変更新車納車の際は柔軟に対応すること。 (5) 支払い方法 各月の月末締めで、当該月分の納入量の合計に単価を掛けた額を支払う（価格変動条項を適用する場合は、同条項を優先する）。1円未満の端数は切り捨てるものとする。 (6) その他 南部土木みどり事務所（京都市南区東九条下殿田町70番地の2）から概ね直線距離1.5km以内の南区に給油スタンドを有するものとする。 給油スタンドでのフルサービスの給油とする。洗車等その他の業務は含まない。 契約決定業者は本市からの契約決定通知後、速やかにガソリンスタンドの位置を確認できる資料を提出すること。 請求書やガソリンカードの作成、送付等、必要な事務手続きに係る費用は契約決定業者が負担するものとする。 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。 期間内の単価契約とし、見積書は、1Lあたりの単価（税抜き・税込み）とも記載すること。
------	--

Q 1 経済産業省資源エネルギー庁が公開している「給油所小売価格調査（ガソリン、軽油、灯油）」はどこで閲覧できるのか。

A 1 https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum_and_lpgas/pl007/results.html



Q 2 給油所小売価格調査（ガソリン、軽油、灯油）の公表資料の京都はどこにあるのか。

A 2 A 1 のリンクからオレンジ枠内のリンクを開きます。エクセルファイルが開きます。油種を選択し、京都のところになります。

A	B	AF	AG	AH	AI	AJ
レギュラー 現金価格※ (¥/リットル)	調査日	京 都	奈 良	大 阪	兵 庫	和 歌
	2026/2/16	157.3	153.2	156.1	153.2	1
	2026/2/24	157.0	153.9	156.7	153.1	1
	2026/3/2	158.2	155.0	158.0	154.5	1
	2026/3/9	161.4	158.8	161.8	158.2	1
※消費税込み価格。なお						
	ハイオク	レギュラー	軽油	灯油店頭	灯油配達	+

Q 3 増減額（契約日と同日以前の直近公表価格と納品時と同日以前の直近公表価格の差額）はどうやって算出するのか。

A 3 例 3月1日 契約 レギュラー 1 リットル契約単価（税込） 1 5 5 . 5 5 円

3月16日 給油

契約日と同日以前の直近公表価格（2/24） 1 5 7 . 0 0 円

納品時（給油時） と同日以前の直近公表価格（3/16） 1 8 9 . 0 円

<増減額：1 リットル当たり> 1 8 9 . 0 - 1 5 7 . 0 0 = 3 2 . 0 0 円

Q 4－1 「請求書には「契約単価に納品量を乗じた金額」と「増減額に納品量を乗じた金額」をそれぞれ個別に記載する」とあるが、どのように記載するのか。

A 4－1 レギュラー（契約単価分） 23リットル 給油

$$23 \text{ リットル} \times 155.55 \text{ 円（契約単価：税込）} = 3577.65 \text{ 円}$$

レギュラー（増減額分） 23リットル 給油

$$23 \text{ リットル} \times 32.00 \text{ 円（増減額：税込）} = 736.00 \text{ 円}$$

$$\text{合計 } 4313.65 \text{ 円}$$

$$\text{請求額（円未満切り捨て） } 4313 \text{ 円}$$

給油日が複数ある場合や増減額が複数ある場合は、それぞれごとに計算し合算することとなります。

（請求書記載例）

◇ 複数給油分を一括して請求する場合（別紙内訳書がない場合）

品名、寸法形状、業務内容等	単価及び数量・単位	金額	備考
ガソリン	155.55 213	33132.150	
増減分(○月○日)	30.20 23	694.600	価格変動分
増減分(○月○日)	26.10 50	1305.000	価格変動分
増減分(○月○日)	30.33 24	727.920	価格変動分
増減分(○月○日)	27.50 21	577.500	価格変動分
増減分(○月○日)	26.55 20	531.000	価格変動分
増減分(○月○日)	28.11 28	787.080	価格変動分
増減分(○月○日)	29.30 22	644.600	価格変動分
増減分(○月○日)	33.31 25	832.750	価格変動分
税込単価:円 単位:リットル			
税抜き合計			一増数処理前
税込み請求金額		39,232	一1円未満切り捨て

◇ 複数給油分を一括して請求する場合（別紙内訳書を添付する場合）

品名、寸法形状、業務内容等	単価及び数量・単位	金額	備考
ガソリン	155.55 213	33132.150	
増減分(別紙内訳書のとおり)		6100.450	価格変動分
税込単価:円 単位:リットル			
税抜き合計			一増数処理前
税込み請求金額		39,232	一1円未満切り捨て

Q 5 増減額の適用は、増額だけ適用し減額を適用しないとすることはできるか。また、増減額の適用期間を契約期間中の一部にのみ適用とすることはできるか。

A 5 いずれかだけ適用することは不相当であるため認められません。また、増減額の適用期間を契約期間中の一部にのみ適用とすることも不相当です。

【対象車両】

○ ガソリン対象

乗用自動車

京都 8 0 0 そ 1 0 7 8

京都 8 0 0 せ 5 1 3 9

京都 8 8 0 あ 1 0 0 4

軽自動車

京都 8 8 0 あ 2 6 3 6

京都 8 8 0 あ 4 6 3 0

京都 8 8 0 あ 3 4 7 4

○ 軽油対象

京都 8 0 0 そ 1 3 0 4

京都 8 0 0 せ 5 5 2 3

京都 8 0 0 せ 2 7 8 1